

三、『洪範五行伝』

前章第一節で、『尚書』洪範に於ける五行について取り扱った。既に述べた通り、洪範篇そのものを見る限り、そこに術数的な意味があったとは考えにくい。しかし、漢代になると、洪範九疇の字を用いて失政と災異（天譴・天罰として生じる災害・異変）とを関連づけ、災異に対処する方法を示す『洪範五行伝』という文献が現れる。本節では、この『洪範五行伝』について、特に五行の要素に注目しながら論じる。

作者について

『洪範五行伝』の作者については、前漢初期の伏生（伏勝）とする説が『宋書』卷三十五行志の序文に見え、以後も定説とされて来た。これは、『洪範五行伝』が『尚書大伝』の中的一篇として流伝し（1）、『尚書大伝』が伏生の学説をまとめたものとされているからであろう（2）。

しかし、清代に至って趙翼が伏生制作説に疑義を呈し、その作者を夏侯始昌と考えた（3）。また、民国期には繆鳳林氏が、近年では徐興無氏・陳侃理氏が、いずれも『洪範五行伝』の作者を夏侯始昌とする考えを示している（4）。夏侯始昌説の根拠は、『漢書』卷二十七中之上五行志中之上の述べる、『洪範五行伝』流伝の来歴である。ここでは伏勝についての言及が無く、『洪範五行伝』に通達した人物として夏侯始昌が最初に挙げられている。また、『漢書』卷七十五夏侯勝伝に、夏侯勝が夏侯始昌より『洪範五行伝』を授けられ、『洪範五行伝』に基づく諫言を行ったとあることも、その根拠である。しかし、伏勝が『洪範五行伝』を説いたという明証が無い一方で、夏侯始昌が『洪範五行伝』を創作したという記述も見当たらない。すなわち、夏侯始昌説もまた論拠が足りない（5）。

以上の通り、作者については定論が無いのが現状である。ただ、夏侯始昌・夏侯勝に至って活用されるようになったというのは確かであり、つまり成立の下限は前漢中期である（6）。

構成

現在見ることのできる『洪範五行伝』の字句は、およそ五種に分けることができる。以下、それぞれの内容を大まかに示す（順序は陳寿祺『尚書大伝定本』（7）による排列に従った）。

- A. 「維王后元祀……爰用五事建用王極」（8）
禹が天道を推演し、神の怒りによって六沴（六種の災異）が生じた際に、それを解消する方法を述べたこと。
- B. 「長事一曰貌貌之不恭……時則有日月乱行星辰逆行」（9）
五事（貌・言・視・聽・思心）及び皇極を君主の持つべき資質と見なし、そのいずれかに不備がある場合には、それぞれ欠けている資質に応じた咎徴・極、及び妖・孽・禍・疢・眚祥といった災異が生じること。
- C. 「維五位復建辟厥沴……我民人無敢不敬事上下王祀」（10）
六沴を解消する祭祀の行い方。該当する月に、礼に則って三度祭祀を行うべきと言う。
- D. 「田獵不宿……則水不潤下」（11）
どのような行為が、五行のどれを損なうかについて。詳しくは後述する。
- E. 「東方之極……小人樂」（12）
五方位・十二月の地理・時令について述べる。島邦男氏は「五行伝月令」

と呼んだ(13)。ただし、この部分を『洪範五行伝』本来の字句と見なすか否かについては議論があり、筆者はこれを『洪範五行伝』の文とは認めない(14)。

簡潔にまとめれば、失政などの人為的原因によって災異が生じ(B・D)、それらは祭祀によって解消できるということである(A・C)。このうち、漢人によって盛んに用いられ、五行説に於いて重要な意味を有するのはB・Dの部分である。

洪範九疇との関係

右に並べたうちのB・D部分は、『尚書』洪範に述べられている洪範九疇と密接な関係を有する。以下、これについて論じる。

洪範九疇は、五行・五事・八政・五紀・皇極・三徳・稽疑・庶徴・五福六極の九項目から成る。このうち、第一項「五行」・第二項「五事」・第五項「皇極」・第八項「庶徴」・第九項「五福六極」の内容を以下に示す。

第一項「五行」

水——潤下 火——炎上 木——曲直
金——從革 土——稼穡

第二項「五事」

貌——恭——肅 言——從——乂 視——明——哲
聰——聰——聖 思——睿——聖

第五項「皇極」

皇極

第八項「庶徴」

雨——暘——燠——寒——風

・休徴

肅——時雨若 乂——時暘若 哲——時燠若

謀——時寒若 聖——時風若

・咎徴

狂——恒雨若 僭——恒暘若 豫——恒燠若

急——恒寒若 蒙——恒風若

第九項「五福六極」

・五福

壽——富——康寧——攸好徳——考終命

・六極

凶短折——疾——憂——貧——惡——弱

五事の「肅」・「乂」等が庶徴の休徴の中に見えるが、その他については関連を見出すことはできない。つまり、基本的には諸項目に属する事柄を列挙しているのみであり、項目を超えたつながりを明確に説いてはいない。

しかし、『洪範五行伝』は、B部分に於いて、五事や皇極を庶徴・五福六極と関連付けている。以下、その例を示す(いずれも『漢書』五行志の引く字句に基づく)。

貌之不恭、是謂不肅。厥咎狂、厥罰恒雨、厥極惡。時則有服

妖、時則有龜孽、時則有雞禍、時則有下体生上之痾、時則有青眚青祥。惟金沝木。

容貌が恭しくないこと、これを不肅（厳肅でない）という。これにより起こる咎徴は狂で、罰は時宜を得ない長雨、六極は悪に当たる。時に衣服の妖が起り、時に龜の孽が起り、時に鶏の禍が起り、時に下半身のもの上半身に生えるという痾が起り、時に青色の眚・祥が現れる（15）。これらは金が木を損ねたのである。

皇之不極、是謂不建。厥咎眊、厥罰恒陰、厥極弱。時則有射妖、時則有龍蛇之孽、時則有馬禍、時則有下人伐上之痾、時則有日月亂行、星辰逆行。

君主が中正でないこと、これを「不建」（立たない）という。これによって起こる咎徴は眊で、その罰は曇天続き、六極では弱がこれに当たる。時に射にまつわる妖が起り、時に龍・蛇の孽が起り、時に馬の禍が起り、時に下の者が上を伐つという痾が起り、時に日月の運行が乱れ、星辰が逆行する。

ここで挙げられている咎徴（「狂」「眊」・極（「悪」「弱」）は、それぞれ洪範九疇の第八項「庶徴」・第九項「五福六極」のうちの凶事として述べられる事柄である。また、こうした災異を「沝（五行の一つが別の一つないし四つによって損なわれること）」として説明することにより、第一項「五行」にも関連付けている。

また、五行についての説でも、やはり洪範九疇の語句を用いている。

田獵不宿、飲食不享、出入不節、奪民農時、及有姦謀、則木

不曲直。

狩猟して休まなかったり、飲食に節度を失ったり、出入りに節度が無かったり、（農繁期に人々を使役して）農事を妨げたり、悪事を企んだりすることがあれば、木は曲げたり伸ばしたりできなくなる。

「木」はもとより、「曲直」も洪範九疇に見える概念である。

このように、『洪範五行伝』は、洪範九疇すなわち『尚書』洪範篇の字句を多用し、五行と結びつけている。『洪範五行伝』という名も、洪範の字句を五行に結び付けることによって、掘り下げた解釈を施したことに由来するのであろう。

配当の特徴

『洪範五行伝』のB部分は、洪範九疇に含まれる概念を始めとして、その他様々な事物を五事・皇極に振り分けている。参考のために、黄啓書氏がまとめた表を次頁下段に掲載する。

これらの配当の中には、いくつか時令等の五行説との共通点が見られる。まず、眚・祥の振り分けが次の通りになっており、五行と色との対応は、他の五行説と一致する。

貌（木）	——	青眚青祥	視（火）	——	赤眚赤祥
思心（土）	——	黄眚黄祥	言（金）	——	白眚白祥
聰（水）	——	黒眚黒祥			

また、「金沝木」「木沝金」といった五種の「沝」は、金・木・火・水・土を時令等の説に従ってそれぞれ順に西・東・南・北・中央に配当した場合、

禍が生じると言う。すなわち、月令では木に羊が、火に鶏が配当されているのに対し、『洪範五行伝』では木に鶏が、火に羊が配当されている。

また、月令では、「其蟲鱗」「其蟲羽」「其蟲倮」というように、季節ごとに対応する「蟲」(動物)を挙げており、夏は羽虫(羽のある動物)、中央は倮虫(毛や羽や鱗や甲羅の無い動物)、秋は毛虫(毛のある動物)、冬は介虫(甲羅のある動物)を挙げる。一方、『洪範五行伝』では、異常現象の一種である「孽」について、視の不調に対しては羸虫(毛や羽や鱗や甲羅の無い動物)の孽、思心の不調に対しては花の孽、言の不調に対しては介虫の孽、聴の不調に対しては魚の孽が生じると言う。すなわち、羸虫は月令で土に配当されるのに対し『洪範五行伝』では火に配当され、介虫は月令で水に配当されるのに対し『洪範五行伝』では金に配当されている。

これらの相違をまとめたのが、前頁中段の図である。五畜についてはかなりの共通点が見られ、何らかの影響関係か、あるいは共通に基づいた何らかの観念があつたのかもしれない(16)。一方、「虫」については全く共通点が見られない。そもそも『洪範五行伝』は孽を必ずしも全て「○蟲之孽」とはしておらず、「龜孽」「魚孽」などが見られる。野生の動植物に関する災異を「孽」としてまとめる際に、月令に見られる「鱗虫」「羽虫」といった五種の「虫」という用語や五行への配当にはあまり注意しなかったか、少なくとも合致させようとする意識は無かつたのであろう。

同様に、月令と一致しないのが、C部分で述べられている、不調の五事・皇極と、それに伴う災異を解消する祭祀を行うべき月との関係である。以下、その部分を引く。

二月三月維貌是司、四月五月維視是司、六月七月維言是司、
八月九月維聽是司、十月十一月維思心是司、十二月與正月維

前頁上段図のようになり、非常に整然とした形で整理できる。つまり、方位と五行との対応を念頭に置いて立説されていることが明らかである。

しかし、その一方で、時令説との相違もある。

まず、五畜の配当がやや異なる。月令では、「食麥與羊」「食菽與雞」「食稷與牛」というように、その季節ごとに食すべき五穀・五畜(羊・鶏・牛・犬・豕)を挙げており、春は羊肉、夏は鶏肉を食すべきと言う。『洪範五行伝』も、五事の不調に対応して生じる異常現象を挙げる中で、「時則有雞禍」「時則有羊禍」「時則有牛禍」というように、「禍」について六畜(鶏・犬・羊・豕・牛・馬)を挙げているのだが、貌の不調には鶏禍、視の不調には羊

王極是司。

二月・三月は貌を司り、四月・五月は視を司り、六月・七月は言を司り、八月・九月は聴を司り、十月・十一月は思心を司り、十二月・正月は王極（皇極）を司る。

これによれば、貌（木）は二・三月、視（火）は四・五月、言（金）は六・七月、聴（水）は八・九月、思心（土）は十・十一月に当たり、月令の春（木、一・三月）・夏（火、四・六月）・中央（土、該当月無し、もしくは六月）・秋（金、七・九月）・冬（水、十・十二月）とは対応していない（17）。

以上のように、色や方位といった基本的な事柄は他の五行説と一致するものの、細かい配当に於いては独自の説が立てられ、月令と合致しないことがいくつもある。ただ、そもそも『洪範五行伝』は、諸災異を君主の資質の欠如と関係づけるのであって、月令とは話題の異なる文献である。『洪範五行伝』が、介虫（甲羅のある動物）を君主の言（金）の不調によって生じるものと説くことと、月令が、同じく介虫を冬（水）に当たる動物と見なすこととは矛盾せず、両立し得るのである。

以上、本節では、『洪範五行伝』についての基本事項を確認した。これは、『尚書』洪範に示された洪範九疇の文面を用いて、諸災異を五行・五事・皇極に配当する。尚書学に五行説を持ち込んだ文献と謂えよう。

『漢書』五行志によれば、この文献は夏侯始昌から夏侯勝へ、そしてそれ以降もそれぞれ「所賢弟子」に伝えて行ったという(18)。実際、夏侯氏の学を継ぐ者によって用いられることはあつたが(19)、あまり盛んに宣伝された形跡は無い(20)

しかし、前漢末、劉向によって顕彰され、劉歆による議論を経て、大いに流行するようになり、後漢に至ると班固がこれに基づいて『漢書』五行志を撰し、また鄭玄も注釈を付けた。このようにして、後の経学に於ける五行説に、大いに影響を与えた。これらについては次章以降に論じる。